

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第159号)

平成12年8月25日

横情審答申第159号

平成12年8月25日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成11年8月23日道総第259号及び総総第225号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成8年度戻入の伺い（552万円）」（総務局，道路局）の公文書公開請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「平成8年度戻入の伺い(552万円）」（総務局，道路局）（以下「本件申立文書」という。）の公文書公開請求に対し，公文書不存在として却下とした決定は，妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，本件申立文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して，実施機関が，平成11年6月1日付で行った却下決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については，横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第2条第2号に該当する「公文書」が存在しないため却下としたものであり，その理由は，概ね次のように要約される。

請求内容に該当する文書は，平成8年度のみならず，平成7年度及び9年度においても作成していない。

4 異議申立人の却下決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の却下決定に対する意見は，概ね次のように要約される。

平成8年度に不正な公金が道路利用者会議に支出された。本来ならば，不正に支出されたものは，戻入されるべきである。戻入されたものがなければ，公金が不正に支出されたままの状態になってしまう。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが，本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため，当審査会は，新条例附則第6項の規定により，旧条例の規定に基づき本件を審議することとする。

(2) 歳出の戻入について

横浜市予算，決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第50条では，

歳出の戻入に関しては、収入の手続の例により、これを支出した科目に戻し入れしなければならない、と規定されている。

(3) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、道路局及び総務局における歳出予算に関し、平成8年度に一定の金額が戻入された文書について公開請求しているものであって、これに対し実施機関は、「平成8年度」のみならず「平成7年度及び9年度」においても本件請求に係る文書件名に該当する文書は作成していない、として本件請求に対して文書不存在として却下決定をした。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書を特定した経緯及び実施機関が不存在としたことを確認するため、実施機関から事情聴取を行った。

実施機関は、申立人が請求した本件申立文書は作成しておらず、平成7年度及び9年度についても同名の文書は作成していないこと、また、本件請求に対する文書の特定に当たっては、「年度、金額、所管局名」について、申立人自らが特定したものであることを主張している。

当審査会は、本件請求に合致する文書の存在の有無について確認するため、平成7年度から9年度までの決裁・供覧文書整理簿を関係課に提出を求めて点検したところ、本件請求内容に合致する文書は見当たらなかった。

以上のことから、実施機関の、申立人の請求内容に合致した本件申立文書が存在しないという主張に特段不合理な点は認められない。

なお、本件申立てに係る請求は、申立人自らが文書を特定したことから不存在とされているが、今後、実施機関にあっては、文書特定に当たって、請求者に対し請求対象文書の特定に資する情報を提供するなど、更に意を払うべきである。

(4) 結論

以上のとおり、本件請求に係る旧条例第2条第2号に規定する公文書は存在しないとして、実施機関が公文書公開請求を却下した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年8月23日	・ 諮問書受理
平成11年9月24日 (第209回審査会)	・ 諮問の説明
平成11年9月24日	・ 実施機関から却下理由説明書を受理
平成12年1月4日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年4月28日 (第223回審査会)	・ 審議
平成12年5月12日 (第224回審査会)	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成12年5月26日 (第225回審査会)	・ 審議
平成12年6月9日 (第226回審査会)	・ 審議
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議